

政治資金監査チェックリストの改定（案）

* 下線及び黄色マーカー部分は改定部分。

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第1号に掲げる事項				
1	【会計帳簿の保存】 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	斜線
2	【明細書の保存】 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	【領収書等の保存】 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	【領収書等を徵し難かった支出の明細書の保存】 領収書等を徵し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	【振込明細書の保存】 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	【振込明細書に係る支出目的書の保存】 支出の目的が記載されていない振込明細書がある <u>場合</u> には、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	【残高確認書の保存】 <u>残高確認書（添付書類を含む。）</u> の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	斜線
8	【差額説明書の保存】 <u>収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しない場合</u> には、差額説明書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第2号に掲げる事項				
9	【領収書等の記載事項】 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 41	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
<u>11</u>	【会計帳簿の記載事項】 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>12</u>	【明細書の記載事項】 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>13</u>	【会計帳簿と明細書との突合】 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>14</u>	【会計帳簿と領収書等との突合】 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>15</u>	【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	<input type="checkbox"/> ↓ <u>17</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>16</u>	【人件費】 領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ <u>40</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
17	<p>【領収書等亡失等一覧表の記載事項】 人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の微取漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出 ・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、<u>15</u>による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの 	<input type="checkbox"/> ↓ <u>39</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	<p>【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】 領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	<p>【会計帳簿を備えていること】 会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20	<p>【事務所】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>43</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	<p>【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する<u>寄附その他の</u>支出はあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>44</u> - <u>45</u>	<input type="checkbox"/>	
22	<p>【寄附等】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>46</u>	<input type="checkbox"/>	

番号	項目	Yes	No	該当なし
法第19条の13第2項第3号に掲げる事項				
<u>23</u>	<p>【収支報告書の記載事項】 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>24</u>	<p>【収支報告書と会計帳簿との突合】 領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>25</u>	<p>【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法第19条の13第2項第4号に掲げる事項				
<u>26</u>	<p>【領収書等を徵し難かった支出の明細書の記載事項】 領収書等を徵し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徵し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>27</u>	<p>【領収書等を徵し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徵し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>28</u>	<p>【振込明細書の確認】 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>29</u>	<p>【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】 支出の目的が記載されていない振込明細書がある場合には、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
30	<p>【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】</p> <p>会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	<p>【領収書等を徵し難い事情】</p> <p>「V. 4. (2) 領収書等を徵し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徵し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>42</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法第19条の13第2項第5号に掲げる事項				
32	<p>【収支報告書と残高確認書との突合】</p> <p>収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>34</u>	<input type="checkbox"/>
33	<p>【残高確認書と残高確認書の添付書類との突合】</p> <p>残高確認書に記載された内容が残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	<p>【差額説明書の確認】</p> <p>翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>48</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	<p>【差額の理由（クレジットカードの利用）】</p> <p>差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ <u>49</u>	<input type="checkbox"/>
36	<p>【収支報告書の検算】</p> <p>収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りはないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
会計責任者等に対するヒアリング				
<u>37</u>	【会計処理方法】 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<u>38</u>	【支出項目の区分の分類】 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>39</u>	【領収書等の微取漏れ又は亡失】 領収書等の微取漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>40</u>	【人件費】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の入件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>41</u>	【高額領収書等のあて名】 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>42</u>	【領収書等を微し難い事情】 「V. 4. (2) 領収書等を微し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を微し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>43</u>	【経常経費のあん分】 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	Yes	No	該当なし
44	<p>【他の政治団体に対する支出】 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45	<p>【国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附】 <u>国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）に対する寄附について、当該政治団体に対し、文書で国会議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めたか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46	<p>【公職選挙法に抵触する支出】 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47	<p>【収支報告書、残高確認書及び差額説明書】 <u>収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的ではない場合には、会計責任者等に確認を求めたか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48	<p>【差額の理由の確認】 <u>差額の理由について、差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めたか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49	<p>【差額の理由（クレジットカードの利用）】 <u>差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査では確認できなかったものについて、会計責任者等に確認を求めたか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	<p>【差額の理由（手持ち資金の現金での保有）】 <u>差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり12月31日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していたことの確認を会計責任者等に求めたか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51	<p>【差額の理由（その他）】 <u>上記49・50以外の理由を差額説明書に記載しているものについて、その状況の詳細を会計責任者等に確認したか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

政治資金監査報告書チェックリストの改定（案）

* 下線部分は改定部分。

番号	項目	確認	該当なし
基本的な確認			
1	【日付】 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	斜線
2	【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	斜線
3	【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	斜線
4	【登録政治資金監査人の氏名】 登録政治資金監査人の <u>氏名</u> が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	斜線
5	【登録番号】 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	斜線
6	【研修修了年月日】 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	斜线
7	【登録政治資金監査人の電子署名】 <u>登録政治資金監査人の電子署名</u> が政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で行われているか。	<input type="checkbox"/>	斜线
1 監査の概要			
8	【(1) 定期分の根拠条文】 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	【(1) 解散分の根拠条文】 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	確認	該当なし
10	<p>【(1) 政治資金監査対象書類】</p> <p>政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書</u>（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
11	<p>【(3) 登録政治資金監査人の責任】</p> <p>登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書</u>」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
12	<p>【(4) 政治資金監査の実施場所】</p> <p>政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合（記載例（1））

2 監査の結果			
13	<p>【(1) 保存対象書類】</p> <p>会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書</u>（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
14	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】</p> <p>会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、<u>収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当なし
15	<p>【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかつた場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
16	<p>【(5) 翌年への繰越しの状況】 <u>残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類のみが記載されているか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	/
3 業務制限			
17	<p>【業務制限】 記載例に従つて業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

2 監査の結果			
13	<p>【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書</u>のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
14	<p>【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
15	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、<u>収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類のみが記載されているか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当なし
16	<p>【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
17	<p>【(5) 翌年への繰越しの状況】 <u>残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類のみが記載されているか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	/
3 業務制限			
18	<p>【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

2 監査の結果			
13	<p>【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書</u>のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
14	<p>【(3) 収支報告書の支出状況】 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、<u>収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類のみが記載されているか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当なし
<u>15</u>	<p>【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
<u>16</u>	<p>【(5) 翌年への繰越しの状況】 <u>残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類のみが記載されているか。</u></p>	<input type="checkbox"/>	/
<u>17</u>	<p>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】 領収書等又は振込明細書が徵取漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>18</u>	<p>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>19</u>	<p>【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】 収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 業務制限			
<u>20</u>	<p>【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（4））

番号	項目	確認	該当なし
2 監査の結果			
13	【(1) 保存対象書類】 会計帳簿、残高確認書及び差額説明書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
14	【(3) 収支報告書の支出状況】 収支報告書に支出が計上されていない状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
15	【(4) 領収書等を徵し難かった支出の明細書等】 領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかつた旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
16	【(5) 翌年への繰越しの状況】 残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となつた書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
3 業務制限			
17	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/

政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表の改定（案）

* 黄色マーク一部分は改定部分。

※以下の①、②…は、政治資金監査報告書チェックリスト表頭の「番号」に対応する。

（1）政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合

政治資金監査報告書	
○○○○（国会議員関係政治団体名） 代表 ○○ ○○ 殿	令和×年×月×日 氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出 オンラインシステム上で電子署名を行うこと。
登録政治資金監査人 ○○ ○○ 登録番号 第 ×××× 号 研修修了年月日 ×年×月×日	① ② ③ ④、⑦ ⑤ ⑥ ⑧、⑨ ⑩ ⑪ ⑫
<p>1 監査の概要</p> <p>（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、 ○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に 係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、 振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下 同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資 金監査を行った。</p> <p>（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化 委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。</p> <p>（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作 成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、 領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残 高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行 った結果を報告することにある。</p> <p>（4）この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2） において行った。</p>	

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。(13)
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。(14)
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。(15)
 - (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。(16)

3 業務制限(17)

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である（※3）。

以 上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。(9) (12)

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

（注）政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1) ~ (3) 略

(4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると○○○○（登録政治資金監査人名）が判断したため、○○○○（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（○○県○○市○○町○○番地）において行った。

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑩、⑪

⑬、⑭、⑯

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

① 令和×年×月×日

② ○○○○ (国会議員関係政治団体名)

③ 代表 ○○ ○○ 殿

④ ○○ ○○ 登録政治資金監査人

⑤ 第 ×××× 号 登録番号

⑥ ×年×月×日 研修修了年月日

⑦ 氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で電子署名を行うこと。

⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、
○○○○ (国会議員関係政治団体名) の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収
支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に
係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、
振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下
同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資
金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化
委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作
成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、
領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残
高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行
った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、○○○○ (国会議員関係政治団体名) の主たる事務所（※2）
において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書
等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、
残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、○○(※3)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。(14)
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。(15)
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。(16)
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。(17)

3 業務制限 (18)

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。(9) (12)

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

(※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。(14)

(※5) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎と

⑩、⑪

⑬、⑭、⑮

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

① 令和×年×月×日

② 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

③ 代表 〇〇 〇〇 殿

④ 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

⑤ 登録番号 第 ×××× 号

⑥ 研修修了年月日 ×年×月×日

⑦ 氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で電子署名を行うこと。

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に
係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、
振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下
同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資
金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化
委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作
成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、
領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残
高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行
った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）
において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書
等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、
残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。(14)
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。(15)
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。(16)

（別記）（※3）

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(17)
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）(18)
- (3) ○○○○（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの(19)
(××月××日・××費・××××円)
・ 領収書等のあて名に記載されていた名称
○○○○○○

3 業務制限(20)

○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である（※4）。

以 上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。(9) (12)

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、

政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（1）（※2）の（注）を参照のこと。

（※3）（2）及び（3）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

（※4）使用者その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※5） その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」（1）、（3）及び（5）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑩、⑪

⑬、⑭、⑯

(別添)

領收書等亡失等一覽表

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
 - 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徵し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
 - 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
 - 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徵取漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

政治資金監査報告書

① 令和×年×月×日

② ○○○○（国会議員関係政治団体名）
代表 ○○ ○○ 殿

③

④ ○○ ○○
⑤ 第 × × × × 号
⑥ × 年 × 月 × 日
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬

氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出
オンラインシステム上で電子署名を行うこと。

登録政治資金監査人 ○○ ○○
登録番号 第 × × × × 号
研修修了年月日 × 年 × 月 × 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、
○○○○（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収
支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に
係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、
振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下
同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資
金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化
委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作
成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、
領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残
高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行
った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）
において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、残高確認書及び
差額説明書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。⑭

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。⑮

（5）法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。⑯

3 業務制限 ⑰

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である（※3）。

以上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

⑨

⑫

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わぬことができる例外については、記載例（1）（※2）の（注）を参照のこと。

（※3）使用者その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※4）その他の留意事項

- 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおりに全ての書類を列記すること。

⑩、⑪

- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、
収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑬、⑯